

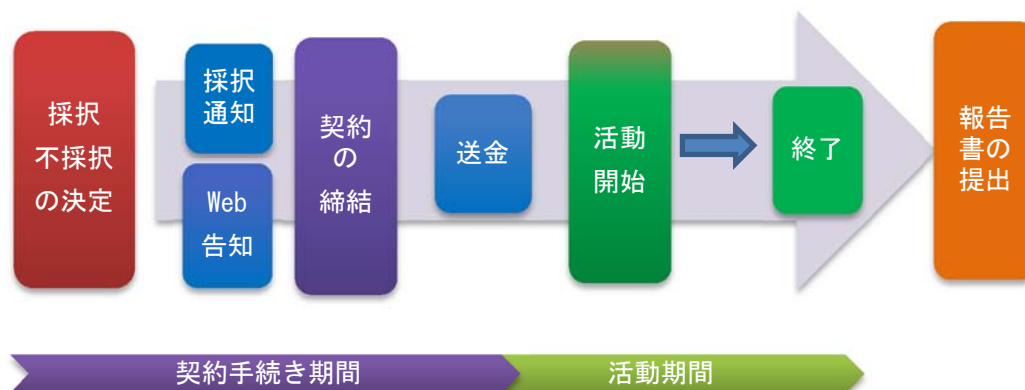
-活動助成における-

採択された団体へ



1. 採択からの流れ

選考により採択された案件に関しては以下となります。



2. 採択通知の送付、Web（ホームページ）による告知

採択された申請のみ、本財団のウェブページに組織名、申請事業名が掲載されます。

また、採択された申請には、書面による採択通知を致します。

これらは、前期は6月下旬頃の選考会議の後、後期は9月下旬の選考会議の後になされます。

一方、不採択となった申請に対して、メールや書面を含め、通知や告知は一切行っておりません。また、不採択の理由は公開しておりませんので、ご了承下さい。

3. 契約の締結

採択された被助成者との間で、契約の締結、及び各種書面の取り交しを行います。

以下の書類にて手続きを行います。

1. 契約書（双方で取り交しをします）
2. 新たな予算計画書を提出（採択された額面に基づいて）
3. 口座情報

4. 送金

契約時の提出された口座情報に基づいて送金を行います。

送金は、契約締結が完了した後に行います。

➤ 注意事項

海外の組織への送金、また日本の組織であっても海外口座への送金の場合、日本円での送金が不可能な場合は、基本的には米ドル（USドル）にて送金致します。

この際、申請された日本円額を、送金日前後の為替換算レートで換算し、送金致します。

この場合、為替換算による差損が生じる可能性があります。

あらかじめご了承ください。

5. 活動開始、終了

活動の開始、及び活動の終了の期日は以下となります。

(前期)	活動開始／終了	8月1日／翌年 7月31日
(後期)	活動開始／終了	11月1日／翌年 10月31日

➤ 注意事項

活動の開始と終了は、本財団と被助成者との契約に基づく正式な助成の期間となります。

従って、開始や終了の遅延、活動の遅延の発生が予測される場合、被助成者は本財団に以下の点を連絡して下さい。

- a. 遅延の内容
- b. 遅延の期間
- c. 遅延の理由
- d. 遅延により発生する影響
- e. 対応策・改善策

6. 報告書

活動の終了後に各種報告書を提出して頂きます。詳細は別紙「活動終了報告書について」をご確認下さい。

お問合せ

〒160-0022

東京都新宿区新宿 1-16-9 シャンヴィラカテリーナ 5F

公益財団法人庭野平和財団 助成担当

Email : npfgrant@npf.or.jp